



お知らせ

INFORMATION

城里町役場 (代表)
☎029-288-3111

お知らせ

茨城県職員、市町村立小中学校職員採用試験

採用職種

- 県職員
- 中級／事務、土木、栄養士
- 初級／事務、土木、農業、農業土木

○小中学校職員

中級／栄養士 初級／事務

採用予定日 平成24年4月1日
給与

- 大学／17万1907円
- 短大／15万4294円
- 高校／14万4303円

第1次試験日 9月25日(日)

試験内容 教養試験、専門試験、論文・作文等

申し込み方法 インターネット、郵送で申し込み、または直接持参してください。

申込締切 8月24日(水)

※郵送の場合は当日消印有効

申込先・問合せ

県人事委員会事務局 (〒310-8555 水戸市笠原町978-6)
☎029-301-5549
http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/inakai/jinji

水戸産業技術専門学院オープンキャンパス

自動車整備・建築システムの専門技術を取得したいと考えている方を対象に、オープンキャンパスを開催します。

日時 8月27日(土)
午前9時30分～

場所 水戸市下大野町6342
水戸産業技術専門学院

問合せ
水戸産業技術専門学院
☎029-269-2160

あてかけください!

第6回小美玉市ふるさと

ふれあいまつり

日時 8月27日(土)
午前9時～午後9時

※雨天時は28日(日)に延期

場所 小美玉市希望ヶ丘公園

内容 ステージ発表・豊年踊り・花火大会

問合せ
小美玉市 地域振興課
☎0299-48-1111
(内線1134)

～台風・洪水に備えて～

(国土交通省からのお知らせ)

台風や豪雨などにより、河川が増水しやすい季節になりました。

那珂川の堤防など、東日本大震災により被害を受けた箇所には応急的な補修を行いました。地表から見えない亀裂や、土の緩みがあるおそれがあります。

大雨・洪水には例年以上の警戒が必要です。

万が一の河川の氾濫に備えて、普段から避難先や避難ルートを、町役場が作成しているハザードマップでご確認ください。

また、堤防の崩れ・ひび割れ・漏水などを発見されましたら、下記のいずれかへお知らせください。

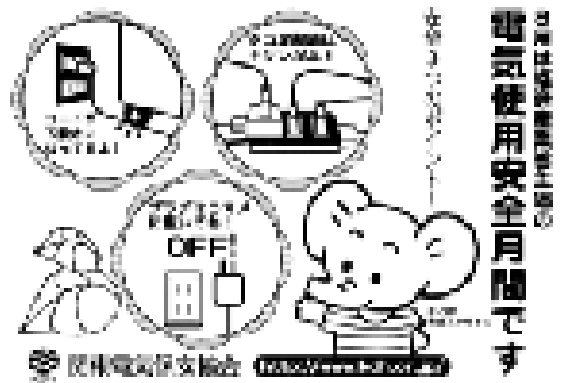
- 常陸河川国道事務所** ☎029-240-4061
- 那珂出張所** ☎029-289-4671

<雨量・水位情報>

- 常陸河川国道事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/index.htm>
- 雨量・水位情報 ☎029-240-4102
- 川の防災情報 <http://i.river.go.jp>



―― 告 白 ――





児童扶養手当の受給には申請が必要です

児童扶養手当は、次の条件に当てはまる児童を監護している父、母または父母にかわってその児童を養育している方が受給対象となります。受け付けは随時行っていますが、手当は申請の翌月分からの支給となります。

■**手当の対象となる児童**（「児童」とは、18歳の年度末までにある児童をいいます。ただし一定の障害がある場合は、20歳未満までとなります。）

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が一定の障害の状態にある児童
- ・ 父または母が1年以上遺棄している児童
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が生死不明な児童
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■手当月額

児童1人、全部支給の場合：41,550円
児童1人、一部支給の場合：41,540円～9,810円 } 2人目5,000円、3人目以降3,000円加算

※受給資格者、同居の扶養義務者の前年所得が一定額以上である場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部の支給が制限されます。

■手続き

役場健康福祉課または各支所へ認定請求書に必要書類を添えて申請してください。

※要件や提出書類等は所得や家族の状況などによって異なりますので健康福祉課までお問い合わせください。

※受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

※婚姻の届出をしていなくても事実婚と認められる場合、遺族補償を受けられる場合、児童福祉施設に入所や里親に委託されている場合等は手当が支給されません。

～ 現在、児童扶養手当を受給している方へ ～

○児童扶養手当現況届を提出してください

引き続き児童扶養手当の受給要件があるかを確認するために8月に現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので、8月25日(木)までに忘れずに提出してください。

※所得制限により支給停止になっている方も提出してください。

○児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出について

児童扶養手当の受給から5年を経過するなどの要件に該当する受給者へ『児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ』を送付しますので、期限内に必要な書類を添付して提出してください。手続きを行わなかった方は、手当の2分の1が支給停止となることがありますのでご注意ください。

問合せ 健康福祉課 ☎029 - 240 - 6550